

令和8年度 事業計画

アジア女性交流・研究フォーラム(KFAW)は、これまで女性の地位向上及びジェンダー平等社会の形成に貢献するため、日本及びアジア地域を中心としたジェンダー問題に関する現状や課題を把握し、国際研修や交流等の事業を実施するとともに、北九州市立男女共同参画センター・ムーブの指定管理者としてさまざまな事業を展開してきた。

令和8年度においても、持続可能な開発目標(SDGs)の目標 5(ジェンダー平等及び女性・少女のエンパワーメント)の観点を取り入れながら、「第5次北九州市男女共同参画基本計画」が目指す「ジェンダー平等社会」の実現を目指して、

- ① ジェンダー平等が浸透した社会の実現
- ② あらゆる分野の方針決定過程への女性の参画拡大
- ③ 女性が多様に活躍できる経済社会の実現
- ④ 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進
- ⑤ 安心して健康に暮らせる社会の実現

など、ジェンダー問題の解決に向けた「市民をはじめ不特定多数の利益の増進に寄与する」公益目的事業を実施し、女性の地位向上及びジェンダー平等社会の形成を推進する。

【公益 I 事業】 ジェンダー問題に関する国際協力・交流等を通じて女性の地位向上を図る事業

R8予算総額 33,672千円
(R7 予算総額 36,418 千円)

1 事業概要

ジェンダー平等社会形成の推進を目的に、これまでの活動を活かし、各分野における多様な人々のニーズを的確に捉え、国際研修・交流事業、情報収集・発信事業等を実施する。

2 業務概要

(1) 調査・研究事業 R8予算 171千円(R7 予算 1,014 千円)

これまでの客員研究員の研究成果の広報及びプログラム開発を通じて、北九州市ひいては日本におけるジェンダー平等社会の実現に貢献する。

ア 研究成果の広報

(ア) 研究誌の刊行

客員研究員の論文を E-ジャーナル“Journal of Asian Women’s Studies (JAWS)”としてホームページに掲載する。

イ KFAW ジェンダー研究者ネットワークの活用

(ア) プログラム開発

大学生の卒業後の働き方や自己実現のために、ジェンダー平等や女性活躍の視点を踏まえ開発した「大学生のためのキャリア形成プログラム」を一部改訂する。

また、高校生を対象に、自己実現やジェンダー平等などを考えるセミナーを実施する。

(2) 交流・研修事業 R8予算 1,890千円(R7 予算 3,213千円)

「アジア女性会議—北九州」やセミナー等を開催する。また、アジア地域を中心とした海外の方と市民との交流を通じて、ジェンダーに関する相互理解を深め、国際的課題や方策を共有する。

ア 「アジア女性会議—北九州」等の国際セミナーの開催

(ア) 第37回アジア女性会議—北九州

KFAW の主要事業として、日本及び他のアジア諸国の女性が抱える課題をともに考え、これら諸国との相互理解及び国際交流を通じて、日本及び他のアジア諸国の女性のエンパワーメント及びジェンダー平等社会の形成を推進するため、国際的なセミナーを開催する。

(イ) 国際理解促進事業

ジェンダーに関する国際的な動向の情報発信のため、市民向けの講演会の開催や、2027年3月開催の第71回国連女性の地位委員会(CSW71)への参加登録の機会を当財団の関係者等に提供する。

イ 海外拠点ネットワークの形成

国内外にあるジェンダー関連団体などと連携し、SDGs の目標5(ジェンダー平等および女性・少女のエンパワーメント)の達成を主としたネットワークの形成を目指す。

(3) 情報収集・発信事業 R8予算 351千円(R7 予算 914千円)

ウェブニュースレター『Asian Breeze』の発行による情報発信や、アジア・太平洋地域を中心とした海外通信員からの情報収集、ホームページ等の充実を図る。

ア ウェブニュースレター『Asian Breeze』等の発行

KFAW の活動や国内外のジェンダーに関する情報の提供を通じて、ジェンダー問題に対する理解を促進するため、ウェブニュースレター『Asian Breeze』をオンライン配信するとともに、ホームページの充実を図る。

イ 海外通信員事業

海外に在住する方を対象に通信員を公募し、現地のジェンダー平等又は女性のエンパワメントに関するレポートを提出してもらう。提出されたりポートはウェブニュースレター『Asian Breeze』のほか、ホームページやSNSに掲載する。

(4) 国際研修事業 R8予算 5,395千円(R7 予算 2,508千円)

独立行政法人国際協力機構(JICA)九州センターが、開発途上国におけるジェンダー主流化の立案・推進が可能な行政官の育成を目的に KFAW に委託する国際研修「行政官のためのジェンダー主流化政策 2026」を 2 回実施し、これまでの国際研修実施で得たネットワークを生かした事業を実施・検討する。

(5) 公1(共通) R8予算 25,865千円(R7 予算 28,769千円)

公益 I 事業に係る事務費、固定資産取得支出、人件費の合計。

**【公益Ⅱ事業】 男女共同参画に関する事業を通じて男女共同参画社会の形成を
推進する事業** **R8 予算総額 254,390 千円**
(R7 予算総額 220,184 千円)

○指定管理事業 **R8 予算 249,212 千円 (R7 予算 207,748千円)**

1 事業概要

KFAW は、北九州市立男女共同参画センターの指定管理者として管理運営を行っており、引き続き、男女共同参画推進の拠点施設として男女共同参画等の推進、相談、情報発信等を展開していく。

2 業務概要

(1) 男女共同参画等推進事業 **R8 予算 18,703 千円 (R7 予算 18,166 千円)**

若い世代や働く女性、男性を中心に利用者層の拡大を図り、性別による固定的な役割分担意識の解消、様々な分野での女性のエンパワーメント、セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツの視点も踏まえた生涯を通じた女性の健康支援、市民活動の支援や連携、相談事業等を展開し、市民に学習の場や能力構築の機会等を提供する。

ア 性別による固定的な役割分担意識の解消に関する事業

セミナーなどを通じ、広く市民に男女共同参画意識を啓発する機会を提供する。男女共同参画社会の実現には男性の理解・協力が不可欠のため、男性の家事への参画を促進する「おとこの魅力アップシリーズ」、「介護男子」、「父と子の食育」など男性を対象とした講座のさらなる充実を図る。また、若い世代への働きかけとして、高校生向けに男女共同参画意識の啓発に関する講座を実施する。

イ 女性のエンパワーメント事業

医療事務、パソコンなど、就業に関するスキルの向上を通じ、女性のエンパワーメントや再就職を支援する講座の充実を図る。働く女性に向けて、キャリアアップ支援の講座を開催し、ネットワークづくりを支援する。また、学生の卒業後の働き方や自己実現のために開発した「大学生のためのキャリア形成プログラム」を活用した出前講座を実施する。さらに、様々な分野での女性リーダーの育成を支援するための講座を開催する。

ウ 生涯を通じた女性の健康支援事業

女性の多様な活動を支えるために、性と生殖に関する正しい理解を促す知識の習得の機会を提供する講座を開催する。また、生涯を通じた心と身体の健康を、日常生活の中で自分の力で維持促進できるよう、知識や技術の習得の機会を提供する。さらに、育児期間の女性が心身ともに健康で過ごせるよう環境づくりを支援し、自分らしく生き生きと過ごすために心身ともにリフレッシュす

る講座を実施する。

エ ムーブフェスタ

開館以来続くムーブの中核事業である「ムーブフェスタ」については、引き続き市民の自主的な研究発表・実践活動を積極的に支援し、市民による企画事業を中心とした各種イベント等を実施するとともに、市民や市民グループの交流・連携を促進して市民活動の活性化を図る。

(2) 相談事業 R8 予算 3,016 千円 (R7 予算 3,668 千円)

男女の心の問題や生き方、性別による人権侵害、夫婦の問題等について、ムーブ相談員・臨床心理士・弁護士等が、電話や面談、メールで相談を受ける。

さらに、相談から見えてくる課題を踏まえ、離婚に関する法律基礎講座や相談会、女性への暴力ゼロ特別講座、福岡県弁護士会との共催による「女性の権利(暴力ゼロ)ホットライン(2回/年)」等を実施する。

(3) 情報収集・発信事業 R8 予算 15,994 千円 (R7 予算 14,967 千円)

ジェンダー問題に関する図書・資料の充実を図るとともに、ホームページやフェイスブック、インスタグラム、メールマガジン等により、講座や事業の最新情報を提供する。また、ジェンダーに関する啓発冊子を発行するほか、情報誌『ムービング』を発行し、幅広い読者層に向けて男女共同参画関連情報を発信する。

(4) 管理事業 R8 予算 211,499 千円 (R7 予算 170,947千円)

北九州市立男女共同参画センターの施設・設備について、環境に配慮しながら充実を図るとともに、より円滑な管理運営に努め、安全で快適な施設を提供する。

市民や団体等の自主的な活動の場として、施設の設置条例等に基づき、施設の貸与を行う。

○ 自主事業 R8 予算 4,678千円 (R7 予算 11,936千円)

男女共同参画社会の形成と個人の能力向上及び就業支援を目的に、受講料等を徴収し、資格取得・能力向上等を目指す講座や検定試験等を実施する。

【その他Ⅰ事業】 北九州市大手町ビル(北九州市立男女共同参画センター以外の部分)維持管理事業 R8 予算総額 38,500 千円
(R7 予算総額 34,971 千円)

北九州市大手町ビル(北九州市立男女共同参画センター以外)の施設・設備の保守点検、修繕などの維持管理を行う。

また、施設の維持管理等に関して、ビルの入居団体との連絡・調整を行う。

【その他Ⅱ事業】 北九州市立男女共同参画センター等の公益目的以外の貸与事業 R8 予算総額 10,411 千円
(R7 予算総額 8,560千円)

北九州市立男女共同参画センターにおいて、指定管理事業の一環として、公益目的以外に使用する団体等に施設の貸与を行う。

【法人事業】 R8 予算総額 13,629千円
(R7 予算総額 14,278千円)

以上の事業を適正に推進するため、評議員会・理事会の開催、年間事業報告書の作成など法人の管理・運営のための業務を行う。

正味財産増減予算書

日本及びアジア地域のジェンダー問題に関する調査研究、
国際協力・交流等を通じて女性の地位向上を図る事業

公益財団法人アジア女性交流・研究フォーラム

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで
(令和 8 年度)

(単位:円)

科 目	予算額(A)	前年度予算額(B)	増減(A)-(B)
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益			
基本財産受取利息	1,757,000	1,757,000	0
基本財産運用益計	1,757,000	1,757,000	0
受取会費			
賛助会員受取会費	240,000	295,000	▲ 55,000
受取会費計	240,000	295,000	▲ 55,000
事業収益			
書籍等販売収益	70,000	200,000	▲ 130,000
事業収益計	70,000	200,000	▲ 130,000
委託料収益			
国際協力機構委託料収益	8,462,000	3,938,000	4,524,000
委託料収益計	8,462,000	3,938,000	4,524,000
受取補助金等			
受取市補助金	23,143,000	30,228,000	▲ 7,085,000
受取補助金等計	23,143,000	30,228,000	▲ 7,085,000
経常収益計	33,672,000	36,418,000	▲ 2,746,000
(2) 経常費用			
事業費			
役員報酬	1,672,000	1,672,000	0
給料手当	15,390,000	17,596,000	▲ 2,206,000
福利厚生費	3,199,000	3,732,000	▲ 533,000
会議費	372,000	228,000	144,000
旅費交通費	1,822,000	1,526,000	296,000
通信運搬費	415,000	543,000	▲ 128,000
消耗品費	1,188,000	954,000	234,000
印刷製本費	231,000	351,000	▲ 120,000
光熱水費	546,000	546,000	0
保険料	7,000	7,000	0
賃借料	1,851,000	2,597,000	▲ 746,000
諸謝金	3,760,000	3,006,000	754,000
租税公課	200,000	200,000	0
支払負担金	50,000	80,000	▲ 30,000
委託料	2,591,000	3,171,000	▲ 580,000
JICA資材費等	378,000	209,000	169,000
事業費計	33,672,000	36,418,000	▲ 2,746,000
経常費用計	33,672,000	36,418,000	▲ 2,746,000
評価損益等調整前当期経常増減額	0	0	0
当期経常増減額	0	0	0
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計			
(2) 経常外費用			
経常外費用計			
当期経常外増減額			
当期一般正味財産増減額	0	0	0
一般正味財産期首残高	9,108,549	10,525,688	▲ 1,417,139
一般正味財産期末残高	9,108,549	10,525,688	▲ 1,417,139
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額			
指定正味財産期首残高	161,583,048	161,583,048	0
指定正味財産期末残高	161,583,048	161,583,048	0
III 正味財産期末残高	170,691,597	172,108,736	▲ 1,417,139

正味財産増減予算書

男女共同参画に関する事業を通じて
男女共同参画社会の形成を推進する事業

公益財団法人アジア女性交流・研究フォーラム

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで
(令和 8 年度)

(単位:円)

科 目	予算額(A)	前年度予算額(B)	増減(A)-(B)
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
指定管理施設自主事業費収益			
受講料収益	3,922,000	4,411,000	▲ 489,000
雑収益	131,000	131,000	0
指定管理施設自主事業収益計	4,053,000	4,542,000	▲ 489,000
北九州市委託料収益			
北九州市委託金収益	249,837,000	215,142,000	34,695,000
北九州市委託金収益計	249,837,000	215,142,000	34,695,000
経常収益計	253,890,000	219,684,000	34,206,000
(2) 経常費用			
事業費			
役員報酬	3,343,200	3,342,200	1,000
給料手当	71,059,800	58,389,800	12,670,000
臨時雇賃金	90,000	87,000	3,000
福利厚生費	15,735,000	14,554,000	1,181,000
会議費	63,000	64,000	▲ 1,000
旅費交通費	1,085,000	1,208,000	▲ 123,000
通信運搬費	2,798,000	2,719,000	79,000
備品購入費	440,000	391,000	49,000
減価償却費	500,000	500,000	0
消耗品費	6,589,000	6,306,000	283,000
修繕費	3,000,000	4,600,000	▲ 1,600,000
印刷製本費	1,440,000	1,184,000	256,000
光熱水費	25,950,000	12,754,000	13,196,000
保険料	457,000	473,000	▲ 16,000
賃借料	6,961,000	5,190,000	1,771,000
諸謝金	4,821,000	5,040,000	▲ 219,000
租税公課	6,581,000	5,310,000	1,271,000
支払負担金	108,000	99,000	9,000
支払助成金	2,200,000	2,200,000	0
委託料	101,169,000	95,773,000	5,396,000
事業費計	254,390,000	220,184,000	34,206,000
経常費用計	254,390,000	220,184,000	34,206,000
評価損益等調整前当期経常増減額	▲ 500,000	▲ 500,000	0
当期経常増減額	▲ 500,000	▲ 500,000	0
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計			
(2) 経常外費用			
経常外費用計			
当期経常外増減額			
当期一般正味財産増減額	▲ 500,000	▲ 500,000	0
一般正味財産期首残高	2,505,570	12,647,932	▲ 10,142,362
一般正味財産期末残高	2,005,570	12,147,932	▲ 10,142,362
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額			
指定正味財産期首残高			
指定正味財産期末残高			
III 正味財産期末残高	2,005,570	12,147,932	▲ 10,142,362

正味財産増減予算書

北九州市大手町ビル維持管理事業

公益財団法人アジア女性交流・研究フォーラム

令和 8年 4月 1日から令和 9年 3月31日まで
(令和 8 年度)

(単位:円)

科 目	予算額(A)	前年度予算額(B)	増減(A)-(B)
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
北九州市委託料収益			
北九州市委託金収益	38,500,000	34,971,000	3,529,000
北九州市委託金収益計	38,500,000	34,971,000	3,529,000
経常収益計	38,500,000	34,971,000	3,529,000
(2) 経常費用			
事業費			
修繕費	1,524,000	1,524,000	0
光熱水費	15,160,000	11,691,000	3,469,000
租税公課	900,000	840,000	60,000
委託料	20,916,000	20,916,000	0
事業費計	38,500,000	34,971,000	3,529,000
経常費用計	38,500,000	34,971,000	3,529,000
評価損益等調整前当期経常増減額	0	0	0
当期経常増減額	0	0	0
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計			
(2) 経常外費用			
経常外費用計			
当期経常外増減額			
当期一般正味財産増減額	0	0	0
一般正味財産期首残高			
一般正味財産期末残高	0	0	0
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額			
指定正味財産期首残高			
指定正味財産期末残高			
III 正味財産期末残高	0	0	0

正味財産増減予算書

北九州市立男女共同参画センター等の公益目的外貸与事業

公益財団法人アジア女性交流・研究フォーラム

令和 8年 4月 1日から令和 9年 3月31日まで
(令和 8 年度)

(単位:円)

科 目	予算額(A)	前年度予算額(B)	増減(A)-(B)
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
北九州市委託料収益			
北九州市委託金収益	10,411,000	8,560,000	1,851,000
北九州市委託金収益計	10,411,000	8,560,000	1,851,000
経常収益計	10,411,000	8,560,000	1,851,000
(2) 経常費用			
事業費			
光熱水費	2,873,000	1,406,000	1,467,000
租税公課	400,000	400,000	0
委託料	7,138,000	6,754,000	384,000
事業費計	10,411,000	8,560,000	1,851,000
経常費用計	10,411,000	8,560,000	1,851,000
評価損益等調整前当期経常増減額	0	0	0
当期経常増減額	0	0	0
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計			
(2) 経常外費用			
経常外費用計			
当期経常外増減額			
当期一般正味財産増減額	0	0	0
一般正味財産期首残高			
一般正味財産期末残高	0	0	0
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額			
指定正味財産期首残高			
指定正味財産期末残高			
III 正味財産期末残高	0	0	0

正味財産増減予算書

法人事業

公益財団法人アジア女性交流・研究フォーラム

令和 8年 4月 1日から令和 9年 3月31日まで
(令和 8 年度)

(単位:円)

科 目	予算額(A)	前年度予算額(B)	増減(A)-(B)
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益			
基本財産受取利息	1,757,000	1,757,000	0
基本財産運用益計	1,757,000	1,757,000	0
受取会費			
賛助会員受取会費	240,000	295,000	▲ 55,000
受取会費計	240,000	295,000	▲ 55,000
受取補助金等			
受取市補助金	12,857,000	5,772,000	7,085,000
受取補助金等計	12,857,000	5,772,000	7,085,000
雑収益			
その他雑収益	40,000	40,000	0
雑収益計	40,000	40,000	0
経常収益計	14,894,000	7,864,000	7,030,000
(2) 経常費用			
管理費			
役員報酬	3,382,000	3,309,000	73,000
給料手当	4,351,000	4,415,000	▲ 64,000
臨時雇賃金	30,000	28,000	2,000
福利厚生費	1,746,000	2,003,000	▲ 257,000
会議費	9,000	9,000	0
旅費交通費	174,000	663,000	▲ 489,000
通信運搬費	282,000	235,000	47,000
消耗品費	491,000	356,000	135,000
印刷製本費	117,000	100,000	17,000
光熱水費	234,000	234,000	0
保険料	3,000	3,000	0
賃借料	912,000	1,113,000	▲ 201,000
諸謝金	46,000	46,000	0
委託料	1,545,000	1,457,000	88,000
租税公課	83,000	83,000	0
支払負担金	218,000	218,000	0
雑費	6,000	6,000	0
管理費計	13,629,000	14,278,000	▲ 649,000
経常費用計	13,629,000	14,278,000	▲ 649,000
評価損益等調整前当期経常増減額	1,265,000	▲ 6,414,000	7,679,000
当期経常増減額	1,265,000	▲ 6,414,000	7,679,000
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計			
(2) 経常外費用			
経常外費用計			
当期経常外増減額			
当期一般正味財産増減額	1,265,000	▲ 6,414,000	7,679,000
一般正味財産期首残高	12,203,144	16,418,714	▲ 4,215,570
一般正味財産期末残高	13,468,144	10,004,714	3,463,430
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額			
指定正味財産期首残高	161,583,047	161,583,047	0
指定正味財産期末残高	161,583,047	161,583,047	0
III 正味財産期末残高	175,051,191	171,587,761	3,463,430

資産運用益							
財産受取利息	1,757,000		1,757,000				1,757,000
資産運用益計	1,757,000		1,757,000				1,757,000
費用							
会費							
会費	240,000		240,000				240,000
費計	240,000		240,000				240,000
収益							
等販売収益	70,000		70,000				
収益計	70,000		70,000				
理施設自主事業費収益							
料収益		3,922,000	3,922,000				
収益		131,000	131,000				
理施設自主事業収益計		4,053,000	4,053,000				
収益							
協力機構委託料収益	8,462,000		8,462,000				
収益計	8,462,000		8,462,000				
市委託料収益							
州市委託金収益		249,837,000	249,837,000	38,500,000	10,411,000	48,911,000	
市委託金収益計		249,837,000	249,837,000	38,500,000	10,411,000	48,911,000	
助金等							
市補助金	23,143,000		23,143,000				12,857,000
助金等計	23,143,000		23,143,000				12,857,000
他雑収益							40,000
計							40,000
計	33,672,000	253,890,000	287,562,000	38,500,000	10,411,000	48,911,000	14,894,000
報酬	1,672,000	3,343,200	5,015,200				
手当	15,390,000	71,059,800	86,449,800				
雇賃金		90,000	90,000				
厚生費	3,199,000	15,735,000	18,934,000				
費	372,000	63,000	435,000				
交通費	1,822,000	1,085,000	2,907,000				
運搬費	415,000	2,798,000	3,213,000				
購入費		440,000	440,000				
償却費		500,000	500,000				
品費	1,188,000	6,589,000	7,777,000				
費		3,000,000	3,000,000	1,524,000		1,524,000	
製本費	231,000	1,440,000	1,671,000				
水費	546,000	25,950,000	26,496,000	15,160,000	2,873,000	18,033,000	
料	7,000	457,000	464,000				
料	1,851,000	6,961,000	8,812,000				
金	3,760,000	4,821,000	8,581,000				
公課	200,000	6,581,000	6,781,000	900,000	400,000	1,300,000	
負担金	50,000	108,000	158,000				
助成金		2,200,000	2,200,000				
料	2,591,000	101,169,000	103,760,000	20,916,000	7,138,000	28,054,000	
A資材費等	378,000		378,000				
計	33,672,000	254,390,000	288,062,000	38,500,000	10,411,000	48,911,000	
報酬							3,382,000
手当							4,351,000
雇賃金							30,000
厚生費							1,746,000
費							9,000
交通費							174,000
運搬費							282,000
品費							491,000
製本費							117,000
水費							234,000
料							3,000
料							912,000
金							46,000
料							1,545,000
公課							83,000
負担金							218,000
計							6,000
計							13,629,000
計	33,672,000	254,390,000	288,062,000	38,500,000	10,411,000	48,911,000	13,629,000
益等調整前当期經常増減額	0	▲ 500,000	▲ 500,000	0	0	0	1,265,000
常増減額	0	▲ 500,000	▲ 500,000	0	0	0	1,265,000
の部							
益							
益計							
用計							
用計							
常外増減額							
振替前当期一般正味財産増減額	0	▲ 500,000	▲ 500,000	0	0	0	1,265,000
一般正味財産増減額	0	▲ 500,000	▲ 500,000	0	0	0	1,265,000
味財産期首残高	9,108,549	2,505,570	11,614,119				12,203,144
味財産期末残高	9,108,549	2,005,570	11,114,119	0	0	0	13,468,144
増減の部							
定正味財産増減額							
味財産期首残高	161,583,048		161,583,048				161,583,048
味財産期末残高	161,583,048		161,583,048				161,583,048

資金調達及び設備投資の見込みについて
(令和8年4月1日から令和9年3月31日まで)

公益財団法人アジア女性交流・研究フォーラム

(1) 資金調達の見込みについて

借入金 の 予定			あり	<input checked="" type="checkbox"/>	なし
事業番号	借入先	金額		用途	

(2) 設備投資の見込みについて

設備投資 の 予定			あり	<input checked="" type="checkbox"/>	なし
事業番号	設備投資の内容	支出又は収入の 予定額		資金調達の方法又は 取得資金の用途	

【法人の事業について】

認定規則第45条第4号

事業 年度	自	令和8年4月1日	法人コード	A015373
	至	令和9年3月31日	法人名	公益財団法人アジア女性交流・ 研究フォーラム

1. 事業の一覧

(1) 公益目的事業

事業番号	事業名等
公 1	日本及びアジア地域のジェンダー問題に関する調査研究、国際協力・交流等を通じて女性の地位向上を図る事業
公 2	男女共同参画に関する事業を通じて男女共同参画社会の形成を推進する事業

(2) 収益事業等

[1] 収益事業

事業番号	事業名等
収	

[2] その他の事業(相互扶助等事業)

事業番号	事業名等
他 2	北九州市立男女共同参画センター等の公益目的以外の貸与事業
他 1	北九州市大手町ビル(北九州市立男女共同参画センター以外の部分)維持管理事業

2. 個別事業の内容について

(1) 公益目的事業について

(事業単位ごとに作成してください。)

事業番号	事業の内容	当該事業の事業比率 (%)
公 1	日本及びアジア地域のジェンダー問題に関する調査研究、国際協力・交流等を通じて女性の地位向上を図る事業	30

[1] 事業の概要について (注1)

1 事業概要

ジェンダー平等社会形成の推進を目的に、これまでの活動を活かし、各分野における多様な人々のニーズを的確に捉え、国際研修・交流事業、情報収集・発信事業等を実施する。

2 業務概要

(1) 調査・研究事業 R8 予算 171千円(北九州市からの補助金)

これまでの客員研究員の研究成果の広報及びプログラム開発を通じて、北九州市ひいては日本におけるジェンダー平等社会の実現に貢献する。

ア 研究成果の広報

(ア) 研究誌の刊行

客員研究員の論文を E-ジャーナル “Journal of Asian Women’s Studies (JAWS)” としてホームページに掲載する。

イ KFAW ジェンダー研究者ネットワーク活用

(ア) プログラム開発

大学生の卒業後の働き方や自己実現のために、ジェンダー平等や女性活躍の視点を踏まえ開発した「大学生のためのキャリア形成プログラム」を一部改訂する。

また、高校生を対象に、自己実現やジェンダー平等などを考えるセミナーを実施する。

(2) 交流・研修事業 R8 予算 1,890千円(北九州市からの補助金)

「アジア女性会議—北九州」や国際セミナー等を開催する。また、アジア地域を中心とした海外の方と市民との交流を通じて、ジェンダーに関する相互理解を深め、国際的課題や方策を共有する。

ア 「アジア女性会議－北九州」等の国際セミナーの開催

(ア) 第37回アジア女性会議－北九州

KFAWの主要事業として、日本及び他のアジア諸国の女性が抱える課題をともに考え、これら諸国との相互理解及び国際交流を通じて、日本及び他のアジア諸国の女性のエンパワーメント及びジェンダー平等社会の形成を推進するため、国際的なセミナーを開催する。

(イ) 国際理解促進事業

ジェンダーに関する国際的な動向の情報発信のため、市民向けの講演会の開催や、2027年3月開催の第71回国連女性の地位委員会（CSW71）への参加登録の機会を当財団の関係者等に提供する。

イ 海外拠点ネットワークの形成

国内外にあるジェンダー関連団体などと連携し、SDGsの目標5（ジェンダー平等および女性・少女のエンパワーメント）の達成を主としたネットワークの形成を目指す。

(3) 情報収集・発信事業 R8予算 351千円(北九州市からの補助金)

ウェブニュースレター『Asian Breeze』の発行による情報発信や、アジア・太平洋地域を中心とした海外通信員からの情報収集、ホームページ等の充実を図る。

ア ウェブニュースレター『Asian Breeze』等の発行

KFAWの活動や国内外のジェンダーに関する情報の提供を通じて、ジェンダー問題に対する理解を促進するため、ウェブニュースレター『Asian Breeze』をオンライン配信するとともに、ホームページの充実を図る。

イ 海外通信員事業

海外に在住する方を対象に通信員を公募し、現地のジェンダー平等又は女性のエンパワーメントに関するレポートを提出してもらう。提出されたレポートはウェブニュースレター『Asian Breeze』のほか、ホームページやSNSに掲載する。

(4) 国際研修事業 R8予算 5,395千円(JICAからの委託事業収入)

独立行政法人国際協力機構(JICA)九州センターが、開発途上国におけるジェンダー主流化の立案・推進が可能な行政官の育成を目的にKFAWに委託する国際研修「行政官のためのジェンダー主流化政策2026」を2回実施し、これまでの国際研修実施で得たネットワークを生かした事業を実施・検討する。

(5) 公1(共通) R8予算 25,865千円(北九州市からの補助金及び その他収入(会費収入、事業収入、基本財産運用収入等))

公益I事業に係る事務費、固定資産取得支出、人件費の合計。

注1 事業の概要の欄では、事業の実施のための財源、必要となる財産を含めて記載してください。また、事業の重要な部分を委託している場合には、その委託部分ができるように記載してください。

2. 個別の事業の内容について

(1) 公益目的事業について

(事業単位ごとに作成してください。)

事業番号	公 1
------	-----

[2]事業の公益性について

定款(法人の事業又は目的)上の根拠	4条1項1号、2号
事業の種類 (別表の号)	(本事業が、左欄に記載した事業の種類に該当すると考える理由を記載してください。)
14	本事業は、女性の地位向上を図り、男女共同参画社会の形成の推進を目的とした事業であり、別表第14号の「男女共同参画社会の形成その他よりよい社会の形成の推進を目的とする事業」に該当すると考える。
15	本事業は、日本及びアジア地域の女性の地位向上及び男女共同参画社会の形成の推進を目的とした事業であり、別表15号の「国際相互理解の促進及び開発途上にある海外の地域に対する経済協力を目的とする事業」に該当すると考える。

(本事業が不特定多数の者の利益の増進に寄与すると言える事実を記載してください(注1)。)

(下欄事業区分欄から、法人の事業に該当の区分を選択してください。事業区分ごとのチェックポイントがその横に表示されます。該当する事業区分がないと考える場合には、最後の(18)「上記事業区分に該当しない場合」を選択してください。)		チェックポイントに該当する旨の説明	
事業区分	区分ごとのチェックポイント	(左欄に表示されたチェックポイントに対して、できるだけ対応するように、どのように事業を行うのかわかるように記載してください。)	その他説明事項
(6) 調査、資料収集	1.当該調査、資料収集が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。 2.当該調査、資料収集の名称や結果を公表していなかったり、内容についての外部からの問合せに答えないということはないか。 (注)ただし、受託の場合、個人情報保護、機密性その他の委託元のやむを得ない理由で公表できない場合があり、この場合は、当該理由の合理性について個別にその妥当性を判断する。 3.当該調査、資料収集に専門家が適切に関与しているか。 4.当該法人が外部に委託する場合、そのすべてを他者に行わせること(いわゆる丸投げ)はないか。	(1)イ 客員研究員による公募研究 1 日本及びアジア地域の女性の地位向上を目的とし、ジェンダー問題についての理解を深め、課題の解決に向けた調査研究事業であり、その成果については広く国内外に発信しており、不特定多数の者の利益の増進に寄与している。 定款、事業計画、事業報告においてこの目的を明示し、これらの書類をホームページで公開している。 2 研究員報告会や『アジア女性研究』、『Journal of Asian Women's Studies(JAWS)』(ホームページ)で公表している。 3 調査研究、刊行物の執筆、編集にあたっては、当財団の職員や客員研究員、専門家が適切に関与している。 4 出版印刷、翻訳の業務は委託しているが、当財団が適正に管理している。	(1) 調査・研究 ア 研究成果の広報 (ア)研究誌の刊行
(13) 助成(応募型)	1.当該助成が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。 2.応募の機会が、一般に開かれているか。 3.助成の選考が公正に行われることになっているか。(例:個別選考に当たって直接の利害関係者の排除) 4.専門家など選考に適切な者が関与しているか。 5.助成した対象者、内容等を公表しているか。(個人名又は団体名の公表に支障がある場合、個人名又は団体名の公表は除く。) 6.(研究や事業の成果があるような助成の場合、)助成対象者から、成果についての報告を得ているか。	(1)イ 客員研究員による公募研究 1 日本及びアジア地域の女性の地位向上を目的とし、ジェンダー問題についての理解を深め、課題の解決に向けた研究事業であり、その成果については広く国内外に発信しており、不特定多数の者の利益の増進に寄与している。 定款、事業計画、事業報告においてこの目的を明示し、これらの書類をホームページで公開している。 2 応募の機会は、研究分野(テーマ)に沿った調査研究を行う大学、研究機関等の研究者には広く開放している。募集のチラシを大学等関係機関に配布するほか、ホームページに掲載し募集している。 3 財団内部及び市の担当部署の幹部で構成する選考会議で公正に選考している。 選考会議の開催前に選考者に申請書類を配布し、選考している。 直接の利害関係者は採択から排除する。 4 当財団の役員や職員が適切に関与している。 5 当財団のホームページで、対象者、研究テーマを公表している。 6 研究成果については当財団に提出し、報告書として公表している。	(1) 調査・研究 ア 研究成果の広報 (ア)研究誌の刊行

(3) 講座、セミナー、育成	<p>1.当該講座、セミナー、育成(以下「講座等」)が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。</p> <p>2.当該講座等を受講する機会が、一般に開かれているか。 (注)ただし、高度な専門的知識・技能等を育成するような講座等の場合、質を確保するため、レベル・性格等に応じた合理的な参加の要件を定めることは可。</p> <p>3.当該講座等及び専門的知識・技能等の確認行為(受講者が一定のレベルに達したかについて必要に応じて行う行為)に当たって、専門家が適切に関与しているか。 (注)専門的知識の普及を行うためのセミナー、シンポジウムの場合には、確認行為については問わない。</p> <p>4.講師等に対して過大な報酬が支払われることになっていないか。</p>	<p>(1)ウ KFAWアジア研究者ネットワーク (ア)アジア研究者によるセミナーの開催</p> <p>1 日本及びアジア地域の女性の地位向上を目的とし、北九州市及び近郊の研究者や実務家が、研究・実践活動の成果を共有するため、研究者、実務家のみならず、一般市民を対象としたセミナーを開催しており、不特定多数の利益の増進に寄与している。 定款、事業計画、事業報告においてこの目的を明示し、これらの書類をインターネットで公開している。</p> <p>2 市の広報紙やホームページに掲載するなど、受講する機会を、広く一般に開放している。</p> <p>3 確認行為を必要とするセミナーでないため確認していない。開催にあたっては、当財団の職員や外部の研究員等専門家が適切に関与している。</p> <p>4 北九州市講師謝礼基準に準じて支給している。</p>	
(3) 講座、セミナー、育成	<p>1.当該講座、セミナー、育成(以下「講座等」)が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。</p> <p>2.当該講座等を受講する機会が、一般に開かれているか。 (注)ただし、高度な専門的知識・技能等を育成するような講座等の場合、質を確保するため、レベル・性格等に応じた合理的な参加の要件を定めることは可。</p> <p>3.当該講座等及び専門的知識・技能等の確認行為(受講者が一定のレベルに達したかについて必要に応じて行う行為)に当たって、専門家が適切に関与しているか。 (注)専門的知識の普及を行うためのセミナー、シンポジウムの場合には、確認行為については問わない。</p> <p>4.講師等に対して過大な報酬が支払われることになっていないか。</p>	<p>(1)ウ KFAWアジア研究者ネットワーク (イ) 女子学生のキャリア形成のためのプログラムの実施</p> <p>1 男女共同参画社会の形成の推進を目的に、女子学生等を対象とした就業や自己実現を支援する事業であり、不特定多数の利益の増進に寄与する。 定款、事業計画、事業報告においてこの目的を明示し、これらの書類をインターネットで公開する。</p> <p>2 市の広報紙、ホームページに掲載するなど、事業を実施する機会を、広く一般に開放する。</p> <p>3 確認行為を必要とするセミナーではないため、確認は行っていない。プログラム開発及び講座の実施にあたっては、当財団や外部の専門家が適切に関与する。</p> <p>4 北九州市講師謝礼基準に準じて支給する。</p>	<p>(1) 調査・研究 イ KFAWジェンダー研究者ネットワーク活動 (ア)プログラム開発</p>
(3) 講座、セミナー、育成	<p>1.当該講座、セミナー、育成(以下「講座等」)が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。</p> <p>2.当該講座等を受講する機会が、一般に開かれているか。 (注)ただし、高度な専門的知識・技能等を育成するような講座等の場合、質を確保するため、レベル・性格等に応じた合理的な参加の要件を定めることは可。</p> <p>3.当該講座等及び専門的知識・技能等の確認行為(受講者が一定のレベルに達したかについて必要に応じて行う行為)に当たって、専門家が適切に関与しているか。 (注)専門的知識の普及を行うためのセミナー、シンポジウムの場合には、確認行為については問わない。</p> <p>4.講師等に対して過大な報酬が支払われることになっていないか。</p>	<p>(2)ア「アジア女性会議—北九州」等のセミナーの開催</p> <p>1 日本及びアジア地域の女性の地位向上を目的とし、国際間の相互理解や国際交流を深めるための一般市民を対象としたセミナーであり、不特定多数の利益の増進に寄与している。 定款、事業計画、事業報告においてこの目的を明示し、これらの書類をインターネットで公開している。</p> <p>2 市の広報紙、ホームページに掲載するなど、受講する機会を、広く一般に開放している。</p> <p>3 確認を要するセミナーでないため確認していない。開催にあたっては、当財団の職員や外部の講師等専門家が適切に関与している。</p> <p>4 北九州市講師謝礼基準に準じて支給している。</p>	<p>(2) 交流・研修 ア アジア女性会議-北九州等の国際セミナー開催 (ア)第37回アジア女性会議-北九州 (イ)国際理解促進事業</p>
(6) 調査、資料収集	<p>1.当該調査、資料収集が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。</p> <p>2.当該調査、資料収集の名称や結果を公表していなかったり、内容についての外部からの問合せに答えないということはないか。 (注)ただし、受託の場合、個人情報保護、機密性その他の委託元のやむを得ない理由で公表できない場合があり、この場合は、当該理由の合理性について個別にその妥当性を判断する。</p> <p>3.当該調査、資料収集に専門家が適切に関与しているか。</p> <p>4.当該法人が外部に委託する場合、そのすべてを他者に行わせること(いわゆる丸投げ)はないか。</p>	<p>(2)イ 海外拠点ネットワーク形成事業</p> <p>1 アジア地域におけるジェンダーの状況や女性を取り巻くさまざまな環境等を学習するとともに国際交流を行う事業であり、ジェンダー平等や女性の地位向上についての参加者の理解を深めるとともに、その成果を参加団体の研修会や当財団情報誌等で紹介することにより、不特定多数の利益の増進につなげる。 定款、事業計画、事業報告においてこの目的を明示し、これらの書類をインターネットで公開する。</p> <p>2 財団の広報誌に掲載し、ホームページ等で公表する。</p> <p>3 交流事業の実施にあたっては、当財団の職員や外部の専門家が適切に関与する。</p> <p>4 印刷業務は委託するが、当財団で適正に管理する。</p>	<p>(2) 交流・研修 イ 海外拠点ネットワークの形成</p>

<p>(18) 上記の事業区分に該当しない場合</p>	<p>1.事業目的(趣旨:不特定多数でない者の利益の増進への寄与を主たる目的に掲げていないかを確認する趣旨。) 2.事業の合目的性(趣旨:事業の内容や手段が事業目的を実現するのに適切なものになっているかを確認する趣旨。) ア 受益の機会の公開(例 受益の機会が、一般に開かれているか) イ 事業の質を確保するための方策(例 専門家が適切に関与しているか) ウ 審査・選考の公正性の確保(例 当該事業が審査・選考を伴う場合、審査・選考が公正に行われることとなっているか) エ その他(例 公益目的として設定した事業目的と異なり、業界団体の販売促進、共同宣伝になっていないか) (注)2.(事業の合目的性)ア～エは例示であり、事業の特性に応じてそれぞれ事実認定上の軽重には差がある。</p>	<p>(2)ウ 国連の女性の地位委員会(CSW)への参加 1 国連の女性の地位委員会に参加し、成果については、一般市民を対象に報告会を開催しており、不特定多数の利益に寄与している。 2 事業の合目的性 ア 受益の機会の確保 報告会については、市の広報紙やホームページに掲載するなど、受講する機会は、広く一般に開放している。 イ 事業の質を確保するための方策 当財団の職員や専門家が適切に関与している。 ウ なし エ なし</p>	<p>(2) 交流・研修 ア アジア女性会議-北九州等の国際セミナー開催 (イ)国際理解促進事業</p>
<p>(3) 講座、セミナー、育成</p>	<p>1.当該講座、セミナー、育成(以下「講座等」)が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。 2.当該講座等を受講する機会が、一般に開かれているか。 (注)ただし、高度な専門的知識・技能等を育成するような講座等の場合、質を確保するため、レベル・性格等にに応じた合理的な参加の要件を定めることは可。 3.当該講座等及び専門的知識・技能等の確認行為(受講者が一定のレベルに達したかについて必要に応じて行う行為)に当たって、専門家が適切に関与しているか。 (注)専門的知識の普及を行うためのセミナー、シンポジウムの場合には、確認行為については問わない。 4.講師等に対して過大な報酬が支払われることになっていないか。</p>	<p>(2)エ ジェンダー問題や国際理解促進のためのスタディツアー 1 アジア地域におけるジェンダーの状況や女性を取り巻くさまざまな環境等を学習するとともに国際理解を促進する事業であり、ジェンダー平等や女性の地位向上についての参加者の理解を深めるとともに、その成果について報告書やホームページ等で紹介することにより、不特定多数の利益の増進につながる。 定款、事業計画、事業報告においてこの目的を明示し、これらの書類をインターネットで公開する。 2 参加者の募集に当たっては、市の広報紙やホームページに掲載するとともに、チラシを配布するなど、ツアーに参加する機会は広く一般に公開する。 3 確認行為を必要とするセミナーではないため、確認は行わない。スタディツアーの実施に当たっては、当財団や外部の専門家が適切に関与する。 4 北九州市講師謝礼基準に準じて支給する。</p>	
<p>(4) 体験活動等</p>	<p>1.当該体験活動等が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。 2.公益目的として設定されたテーマを実現するためのプログラムになっているか。(例:テーマで謳っている公益目的と異なり、業界団体の販売促進や共同宣伝になっていないか) 3.体験活動に専門家が適切に関与しているか。</p>	<p>(2)エ ジェンダー問題や国際理解促進のためのスタディツアー 1 アジア地域におけるジェンダーの状況や女性を取り巻くさまざまな環境等を学習するとともに国際理解を促進する事業であり、ジェンダー平等や女性の地位向上についての参加者の理解を深めるとともに、その成果について報告書やホームページ等で紹介することにより、不特定多数の利益の増進につながる。 定款、事業計画、事業報告においてこの目的を明示し、これらの書類をインターネットで公開する。 2 アジアにおける国連をはじめとする国際機関が集積しているタイを訪問し、各機関や大学において、タイにおける女性の社会進出の現状と課題を学ぶものであり、財団の公益目的に合致する。 3 スタディツアーの実施に当たっては、当財団や外部の専門家が適切に関与する。</p>	

(6) 調査、資料収集	<p>1.当該調査、資料収集が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。</p> <p>2.当該調査、資料収集の名称や結果を公表していなかったり、内容についての外部からの問合せに答えられないということはないか。 (注)ただし、受託の場合、個人情報保護、機密性その他の委託元のやむを得ない理由で公表できない場合があり、この場合は、当該理由の合理性について個別にその妥当性を判断する。</p> <p>3.当該調査、資料収集に専門家が適切に関与しているか。</p> <p>4.当該法人が外部に委託する場合、そのすべてを他者に行わせること(いわゆる丸投げ)はないか。</p>	<p>(2)エ ジェンダー問題や国際理解促進のためのスタディツアー</p> <p>1 アジア地域におけるジェンダーの状況や女性を取り巻くさまざまな環境等を学習するとともに国際理解を促進する事業であり、ジェンダー平等や女性の地位向上についての参加者の理解を深めるとともに、その成果について報告書やホームページ等で紹介することにより、不特定多数の利益の増進につながる。</p> <p>定款、事業計画、事業報告においてこの目的を明示し、これらの書類をインターネットで公開する。</p> <p>2 スタディツアーの内容について、報告書や当財団の広報誌、ホームページ等で公表する。</p> <p>3 スタディツアーの実施に当たっては、当財団や外部の専門家が適切に関与する。</p> <p>4 印刷業務は委託するが、当財団で適正に管理する。</p>	
(6) 調査、資料収集	<p>1.当該調査、資料収集が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。</p> <p>2.当該調査、資料収集の名称や結果を公表していなかったり、内容についての外部からの問合せに答えられないということはないか。 (注)ただし、受託の場合、個人情報保護、機密性その他の委託元のやむを得ない理由で公表できない場合があり、この場合は、当該理由の合理性について個別にその妥当性を判断する。</p> <p>3.当該調査、資料収集に専門家が適切に関与しているか。</p> <p>4.当該法人が外部に委託する場合、そのすべてを他者に行わせること(いわゆる丸投げ)はないか。</p>	<p>(3)ア 情報誌『Asian Breeze』の発行</p> <p>1 日本及びアジア地域の女性の地位向上を目的とし、最新の国内外のジェンダーに関する情報や当財団の活動を幅広く国内外に発信する事業であり、不特定多数の者の利益増進に寄与している。</p> <p>定款、事業計画、事業報告においてこの目的を明示し、これらの書類をインターネットで公開している。</p> <p>2 収集した情報については、『Asian Breeze』に掲載し、ホームページでも公表している。</p> <p>3 当財団の職員や外部の研究員等専門家が適切に関与している。</p> <p>4 出版印刷、翻訳の業務は委託しているが、当財団で適正に管理している。</p>	(3) 情報収集・発信 ア ウェブニュースレター『Asian Breeze』等の発行
(6) 調査、資料収集	<p>1.当該調査、資料収集が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。</p> <p>2.当該調査、資料収集の名称や結果を公表していなかったり、内容についての外部からの問合せに答えられないということはないか。 (注)ただし、受託の場合、個人情報保護、機密性その他の委託元のやむを得ない理由で公表できない場合があり、この場合は、当該理由の合理性について個別にその妥当性を判断する。</p> <p>3.当該調査、資料収集に専門家が適切に関与しているか。</p> <p>4.当該法人が外部に委託する場合、そのすべてを他者に行わせること(いわゆる丸投げ)はないか。</p>	<p>(3)イ 海外通信員事業</p> <p>1 日本及びアジア地域の女性の地位向上を目的とし、海外通信員より最新の自国のジェンダーに関する情報を収集し、幅広く国内外に発信し、国際相互理解を推進する事業であり、不特定多数の者の利益増進に寄与している。</p> <p>定款、事業計画、事業報告においてこの目的を明示し、これらの書類をインターネットで公開している。</p> <p>2 収集した情報については、『Asian Breeze』やホームページに掲載し公表している。</p> <p>3 専門的知識を有する当財団の職員や外部の専門家等が適切に関与している。</p> <p>4 出版印刷、翻訳の業務は委託しているが、当財団が適正に管理している。</p>	(3) 情報収集・発信 イ 海外通信員
(3) 講座、セミナー、育成	<p>1.当該講座、セミナー、育成(以下「講座等」)が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。</p> <p>2.当該講座等を受講する機会が、一般に開かれているか。 (注)ただし、高度な専門的知識・技能等を育成するような講座等の場合、質を確保するため、レベル・性格等に応じた合理的な参加の要件を定めることは可。</p> <p>3.当該講座等及び専門的知識・技能等の確認行為(受講者が一定のレベルに達したかについて必要に応じて行う行為)に当たって、専門家が適切に関与しているか。 (注)専門的知識の普及を行うためのセミナー、シンポジウムの場合には、確認行為については問わない。</p> <p>4.講師等に対して過大な報酬が支払われることになっていないか。</p>	<p>(4)国際研修事業</p> <p>1 日本及びアジア地域の女性の地位向上を目的とし、途上国でジェンダー主流化を立案、推進することができる行政官の育成を目的とした事業であり、途上国のジェンダー主流化推進につながり、不特定多数の利益の増進に寄与する。</p> <p>定款、事業計画、事業報告においてこの目的を明示し、これらの書類をインターネットで公開している。</p> <p>2 海外の研修員の募集については、国際協力機構を通じ途上国政府に対して広く周知をしている。</p> <p>3 参加研修員は帰国後、プログレスレポートを提出し職員が適切に関与している。講座、研修等の実施にあたっては、当財団の職員や外部の講師等専門家が適切に関与している。</p> <p>4 報酬については、JICAの規程により報酬を支給している。 (1時間当たり外国語の場合、9,200円～22,600円)</p>	(4) 国際研修

[3]本事業を反復継続して行うのに最低限必要となる許認可等について(注2)

許認可等の名称	根拠法令	許認可等行政機関

注1 「公益認定等に関する運用について(公益認定等ガイドライン)」における「【参考】公益目的事業のチェックポイントについて」を参考に記載してください。

注2 記載した許認可等を得ている場合には、許認可等の写しを、現在申請中の場合には、当該許認可等の申請書を添付してください。また、「許認可等行政機関」は課名等まで記載してください。

2. 個別事業の内容について

(1) 公益目的事業について

(事業単位ごとに作成してください。)

事業番号	事業の内容	当該事業の事業比率 (%)
公 2	男女共同参画に関する事業を通じて男女共同参画社会の形成を推進する事業	60

[1] 事業の概要について (注1)

○指定管理事業 R8 予算 249,212 千円

1 事業概要

アジア女性交流・研究フォーラムは、北九州市立男女共同参画センターの指定管理者として管理運営を行っており、男女共同参画推進の拠点施設として下記の事業を展開していく。

2 業務概要

(1) 男女共同参画等推進事業 R8 予算 18,703 千円

若い世代や働く女性、男性を中心に利用者層の拡大を図り、性別による固定的役割分担意識の解消、様々な分野での女性のエンパワーメント、セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツの視点も踏まえた生涯を通じた女性の健康支援、市民活動の支援や連携、相談事業等を展開し、市民に学習の場や能力構築の機会等を提供する。

ア 性別による固定的な役割分担意識の解消に関する事業

セミナーなどを通じ、広く市民に男女共同参画意識を啓発する機会を提供する。男女共同参画社会の実現には男性の理解・協力が不可欠のため、男性の家事への参画を促進する「おとこの魅力アップシリーズ」、「介護男子」、「父と子の食育」など男性を対象とした講座のさらなる充実を図る。また、若い世代への働きかけとして、高校生向けに男女共同参画意識の啓発に関する講座を実施する。

イ 女性のエンパワーメント事業

医療事務、パソコンなど、就業に関するスキルの向上を通じ、女性のエンパワーメントや再就職を支援する講座の充実を図る。働く女性に向けて、キャリアアップ支援の講座やネットワークづくりを支援する。また、学生の卒業後の働き方や自己実現のために開発した「大学生のためのキャリア形成プログラム」を活用した出前講座を実施する。さらに、様々な分野での女性リーダーの育成を支援するための講座を開催する。

ウ 生涯を通じた女性の健康支援事業

女性の多様な活動を支えるために、性と生殖に関する正しい理解を促す知識の習得の機会を提供する講座を開催する。また、生涯を通じた心と身体の健康を、日常生活の中で自分の力で維持促進できるよう、知識や技術の習得の機会を提供する。さらに、育児期間の女性が心身ともに健康で過ごせるよう環境づくりを支援し、自分らしく生き生きと過ごすために心身ともにリフレッシュする講座を実施する。

エ ムーブフェスタ

開館以来続くムーブの中核事業である「ムーブフェスタ」については、引き続き市民の自主的な研究発表・実践活動を積極的に支援し、市民による企画事業を中心とした各種イベント等を実施するとともに、市民や市民グループの交流・連携を促進して市民活動の活性化を図る。

(2) 相談事業

R8 予算 3,016 千円

男女の心の問題や生き方、性別による人権侵害、夫婦の問題等について、ムーブ相談員・臨床心理士・弁護士等が、電話や面談、メールで相談を受ける。

さらに、相談から見えてくる課題を踏まえ、離婚に関する法律基礎講座や相談会、女性への暴力ゼロ特別講座、福岡県弁護士会との共催による「女性の権利（暴力ゼロ）ホットライン（2回/年）」等を実施する。

(3) 情報収集・発信事業

R8 予算 15,994 千円

ジェンダー問題に関する図書・資料の充実を図るとともに、ホームページやフェイスブック、インスタグラム、メールマガジン等により、講座や事業の最新情報を提供する。また、ジェンダーに関する啓発冊子を発行するほか、情報誌『ムービング』を発行し、幅広い読者層に向けて男女共同参画関連情報を発信する。

(4) 施設の管理運営

R8 予算 211,499 千円

北九州市の男女共同参画社会の形成の推進のための中核施設として、上記の(1)男女共同参画等事業(2)相談事業(3)情報収集・発信事業を円滑に実施するための施設全体の清掃、保守・点検、警備、修繕等維持管理業務を行うとともに、施設の設置条例に基づき指定管理者として、主催の事業がなく会議室等が空いている場合に、一般市民・団体の自主的な活動を支援するために施設の貸与事業を行う。

・ムーブ 北九州市立男女共同参画センター条例

【貸室の状況及び利用内容】

・ムーブ ホール、大セミナー、会議室等 10部屋

・利用内容としては、各種団体等による講演会・説明会・研修会、音楽・文化・生涯学習関係の発表会

・講座・教室、自治会等住民団体の会議、健康づくり・スポーツ関係の教室等になっている。

【施設の公益目的貸与】

会議室等の施設の貸与のうち、施設の設置条例の目的に合致し、かつ、財団の目的にも合致する「男女共同参画に関連する事業」等を公益目的事業とする。

公益目的事業の範囲は、「北九州市第5次男女共同参画基本計画」などに関連のある事業とする。

具体的には、計画の柱である「ジェンダー平等が浸透した社会の実現」「あらゆる分野の方針決定過程への女性の参画拡大」「女性が多様に活躍できる経済社会の実現」「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進」「安心して健康に暮らせる社会の実現」を軸に、「就労支援」「生活支援」「健康維持」等に加え、「育児・子育て」「高齢者、障害者」「教育、生涯学習、文化」「地域・コミュニティ、防災、環境」「医療」「国際」等の分野を対象とする。

【公益目的貸与比率】

令和6年度 52,895人(公益目的事業 29,547人) 55.9%

【使用受付、許可及び使用料】

施設の使用については、ホームページ、チラシ等で広く公表している。

施設の使用の受付、使用の許可、使用料の徴収は施設の設置条例に基づき指定管理者で行い、使用料については全額、北九州市の収入となる。

使用料については、ムーブでは、営利のための展示、即売会等を主たる目的とする使用に係る使用料の額は、規定の使用料を2倍にするなど一般の市民・団体等利用の促進を図っている。(該当団体約1割)

○参考

【北九州市立男女共同参画センター条例(抜粋)】

(設置)

第1条 市民の男女共同参画社会の形成に関する理解を深め、並びに市民及び民間の団体による男女共同参画社会の形成の推進に関する取組を支援することにより、男女共同参画社会の形成の推進を図るため、北九州市立男女共同参画センター(以下「センター」という。)を北九州市小倉北区大手町11番4号に設置する。

(事業)

第2条 センターは、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 講座、講演会、研修会等を開催すること。
- (2) 各種の相談に関すること。
- (3) 図書、資料及び情報の収集及び提供に関すること。
- (4) 市民及び民間の団体の交流の支援に関すること。
- (5) センターの施設等を利用に供すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

(使用の許可)

第3条 別表に掲げるセンターの施設等(以下「センターの施設等」という。)を使用しようとする者は、あらかじめ市長(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。))に使用の許可を行わせるときは、指定管理者。以下この条及び次条において同じ。)の許可を受けなければならない。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、前項の許可をしないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) センターの設置の目的に反するとき。
- (3) センターの施設等を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、センターの管理上支障があると認められるとき。

(使用料)

第5条 市は、センターの施設等の使用につき、別表に定める使用料を徴収する。

(指定管理者)

第8条 市長は、センターの設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、センターの管理を指定管理者に行わせることができる。

(指定管理者が行う業務)

第10条 指定管理者が行うセンターの管理の業務は、次のとおりとする。

- (1) 第2条各号に掲げる事業の実施に関すること。
- (2) センターの維持管理に関すること。
- (3) センターの施設等の使用の許可に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が別に定める業務

(指定管理者が行う管理の基準)

第11条 指定管理者は、法令、この条例、この条例に基づく規則その他市長の定めるところに従いセンターの管理を行わなければならない。

3 この事業の必要な財源及び必要な資産

財源は、(1) 男女共同参画等事業のうち指定管理事業実施に関する業務及び(2)～(4)については、指定管理事業として市からの指定管理料等で行っているが、(1) 男女共同参画事業のうち、自主事業の講座については、受講者の受講料で実施している。

4 業務の委託について

- ・清掃業務については、令和8年度は(株)内外美装

- ・ 保安・警備、空調設備等保守管理については、令和7年度中に確定する予定。
- ・ 一般的な保守点検は、日本エレベーター製造（株）等
- ・ 出版印刷については、(株)福田印刷等に委託することとしている。当財団が適切に指示を行うなど適正に管理し内容を確認する。

注1 事業の概要の欄では、事業の実施のための財源、必要となる財産を含めて記載してください。また、事業の重要な部分を委託している場合には、その委託部分分かるように記載してください。

2. 個別の事業の内容について

(1) 公益目的事業について

(事業単位ごとに作成してください。)

事業番号	公 2
------	-----

[2]事業の公益性について

定款(法人の事業又は目的)上の根拠	4条1項3号から7号
事業の種類 (別表の号)	(本事業が、左欄に記載した事業の種類に該当すると考える理由を記載してください。)
14	本事業は、男女共同参画社会の形成の推進を目的に上記(1)～(5)の事業を実施し、男女共同参画社会の実現に寄与するものであり、別表14号の「男女共参画社会の形成その他よりよい社会の形成の推進を目的とする事業」に該当すると考える。
12	本事業は、男女共同参画社会の形成の推進を目的に上記(1)～(5)の事業を実施し、男女共同への理解を深めるものであり、本事業は、別表12号の「人種、性別その他事由による不当な差別又は偏見の防止及び根絶を目的とする事業」にも該当すると考える。
20	本事業は、男女共同参画社会の形成の推進を目的に上記(1)～(5)の事業を実施し、女性の就労支援、キャリアアップにつなげるものであり、別表20号の「公正かつ自由な経済活動の機会の確保

(本事業が不特定多数の者の利益の増進に寄与すると言える事実を記載してください(注1。))

(下欄事業区分欄から、法人の事業に該当の区分を選択してください。事業区分ごとのチェックポイントがその横に表示されます。該当する事業区分がないと考える場合には、最後の(18)「上記事業区分に該当しない場合」を選択してください。)		チェックポイントに該当する旨の説明	
事業区分	区分ごとのチェックポイント	(左欄に表示されたチェックポイントに対して、できるだけ対応するように、どのように事業を行うのがわかるように記載してください。)	その他説明事項
(3) 講座、セミナー、育成	1.当該講座、セミナー、育成(以下「講座等」)が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。 2.当該講座等を受講する機会が、一般に開かれているか。 (注)ただし、高度な専門的知識・技能等を育成するような講座等の場合、質を確保するため、レベル・性格等に応じた合理的な参加の要件を定めることは可。 3.当該講座等及び専門的知識・技能等の確認行為(受講者が一定のレベルに達したかについて必要に応じて行う行為)に当たって、専門家が適切に関与しているか。 (注)専門的知識の普及を行うためのセミナー、シンポジウムの場合には、確認行為については問わない。 4.講師等に対して過大な報酬が支払われることになっていないか。	(1)男女共同参画等事業の実施 指定管理業務(指定管理の委託の範囲内で行う事業)と自主事業(当法人が自主的に行う資格取得等事業)を行っているが、チェックポイントに対する回答は同じ。 1 男女共同参画社会の形成を目的として、一般市民を対象に女性の社会的自立や生活支援等の事業を行っており、不特定多数の利益の増進に寄与している。 定款、事業計画、事業報告においてこの目的を明示し、これらの書類をインターネットで公開している。 2 市の広報紙やホームページ等に掲載するなど受講する機会は広く一般に開放している。 3 確認行為を必要とするセミナーではないため、確認は行ってない。講座等の実施にあたっては、当財団の職員や外部の講師等専門家が適切に関与している。 4 北九州市講師謝礼基準に準拠しながら、依頼する講師の実績を勘案して報酬を決定している。	(1) 男女共同参画等推進事業 ア 性別による固定的な役割分担意識の解消に関する事業 イ 女性のエンパワメント事業 ウ 生涯を通じた女性の健康支援事業
(3) 講座、セミナー、育成	1.当該講座、セミナー、育成(以下「講座等」)が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。 2.当該講座等を受講する機会が、一般に開かれているか。 (注)ただし、高度な専門的知識・技能等を育成するような講座等の場合、質を確保するため、レベル・性格等に応じた合理的な参加の要件を定めることは可。 3.当該講座等及び専門的知識・技能等の確認行為(受講者が一定のレベルに達したかについて必要に応じて行う行為)に当たって、専門家が適切に関与しているか。 (注)専門的知識の普及を行うためのセミナー、シンポジウムの場合には、確認行為については問わない。 4.講師等に対して過大な報酬が支払われることになっていないか。	(2)ムーブフェスタの開催 1 男女共同参画社会の形成の推進を目的として、一般市民や団体の様々な活動の発表の場を提供(無料)するとともに、一般市民が広くムーブの事業に参画する機会を設けるための事業であり、不特定多数の利益の増進に寄与している。定款、事業計画、事業報告においてこの目的を明示し、これらの書類をインターネットで公開している。 2 市の広報紙やホームページ等に掲載するなど応募の機会は、一般に広く公開している。 3 確認行為を必要とするセミナーでないため、確認は行ってない。講座等の実施にあたっては、当財団の職員や外部の講師等専門家が適切に関与している。 4 北九州市講師謝礼基準に準拠しながら、依頼する講師の実績を勘案して報酬を決定している。	(1) 男女共同参画等推進事業 エ ムーブフェスタ

(9) 展示会、○○ショー	<p>1.当該展示会が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。</p> <p>2.公益目的として設定されたテーマを実現するプログラムになっているか。(例:テーマに沿ったシンポジウムやセミナーを開催/出展者にはテーマに沿った展示を厳守させている/テーマで謳っている公益目的と異なり、業界団体の販売促進や共同宣伝になっていないか(注)ノ入場者を特定の利害関係者に限っていないか) (注)公益目的と異なるプログラムになっていないかを確認する趣旨であり、公益目的と異ならない限り、製品等の紹介も認め得る。</p> <p>3.(出展者を選定する場合、)出展者の資格要件を公表するなど、公正に選定しているか。(例:出展料に不当な差別がないか)</p>	<p>(2)ムーブフェスタの開催</p> <p>1 男女共同参画社会の形成の推進を目的として、一般市民や団体の様々な活動の発表の場を提供(無料)するとともに、一般市民が広くムーブの事業に参画する機会を設けるための事業であり、不特定多数の利益の増進に寄与している。定款、事業計画、事業報告においてこの目的を明示し、これらの書類をインターネットで公開している。</p> <p>2 男女共同参画の推進を目的としたセミナーを開催するとともに、出展者については、市民が主体の「ムーブフェスタ実行委員会」で審査するなど、公益目的に沿ったイベント、出店となっている。また、入場者については、一般に広く開放している。</p> <p>3 出展者については、主として北九州市内を中心に活動しているグループ、団体又は個人と募集要項で公表しており、市民が主体の「ムーブフェスタ実行委員会」で公正に審査している。</p>	<p>(1) 男女共同参画等推進事業 エ ムーブフェスタ</p>
(13) 助成(応募型)	<p>1.当該助成が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。</p> <p>2.応募の機会が、一般に開かれているか。</p> <p>3.助成の選考が公正に行われることになっているか。(例:個別選考に当たって直接の利害関係者の排除)</p> <p>4.専門家など選考に適切な者が関与しているか。</p> <p>5.助成した対象者、内容等を公表しているか。(個人名又は団体名の公表に支障がある場合、個人名又は団体名の公表は除く。)</p> <p>6.(研究や事業の成果があるような助成の場合、)助成対象者から、成果についての報告を得ているか。</p>	<p>(2)ムーブフェスタの開催</p> <p>1 男女共同参画社会の形成の推進を目的として、一般市民や団体の様々な活動の発表の場を提供(無料)するとともに、一般市民が広くムーブの事業に参画する機会を設けるための事業であり、不特定多数の利益の増進に寄与している。定款、事業計画、事業報告においてこの目的を明示し、これらの書類をインターネットで公開している。</p> <p>2 応募の機会は、主として北九州市内を中心に活動しているグループ・団体、個人に広く開放している。募集は、市の広報紙やホームページに掲載するなど一般に広く募集している。</p> <p>3 市民が主体の「ムーブフェスタ実行委員会」の委員で構成する審査会で公正に審査している。直接の利害関係者は審査から排除する。</p> <p>4 実行委員会の委員で構成する審査会メンバーや当財団の職員等専門家が適切に関与している。</p> <p>5 特に公表はしていないが、公開の請求があれば、所定の手続きにより公表する。</p> <p>6 イベントであり、特に求めている。</p>	<p>(1) 男女共同参画等推進事業 エ ムーブフェスタ</p>
(5) 相談、助言	<p>1.当該相談、助言が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。</p> <p>2.当該相談、助言を利用できる機会が一般に開かれているか。</p> <p>3.当該相談、助言には専門家が適切に関与しているか。(例:助言者の資格要件を定めて公開している)</p>	<p>(3)相談事業</p> <p>1 男女共同参画社会の形成の推進を目的として、一般市民を対象とした「家庭問題などの一般相談」や「人権相談」「法律相談」等の相談事業であり、不特定多数の利益の増進に寄与している。定款、事業計画、事業報告においてこの目的を明示し、これらの書類をインターネットで公開している。</p> <p>2 ホームページに掲載するなど相談の機会は、一般に広く開放している。</p> <p>3 一般相談については、当財団の専門相談員が対適切に対応している。当財団の相談員の採用にあたっては、資格要件(心理、福祉、医療、教育等の分野の資格、業務経験等)を定め広く募集している。法律相談、就労支援など高い専門性を要する相談については、外部の弁護士、キャリアカウンセラー等専門家が適切に対応している。</p>	<p>(2) 相談事業</p>
(6) 調査、資料収集	<p>1.当該調査、資料収集が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。</p> <p>2.当該調査、資料収集の名称や結果を公表していなかったり、内容についての外部からの問合せに答えないということはないか。 (注)ただし、受託の場合、個人情報保護、機密性その他の委託元のやむを得ない理由で公表できない場合があり、この場合は、当該理由の合理性について個別にその妥当性を判断する。</p> <p>3.当該調査、資料収集に専門家が適切に関与しているか。</p> <p>4.当該法人が外部に委託する場合、そのすべてを他者に行わせること(いわゆる丸投げ)はないか。</p>	<p>(4)ア 図書等の情報収集・提供(貸出)事業</p> <p>1 男女共同参画社会の形成の推進を目的として、男女共同参画の普及、啓発のための一般市民を対象とした図書等の閲覧、貸出等の情報収集提供事業であり、不特定多数の利益の増進に寄与している。定款、事業計画、事業報告においてこの目的を明示し、これらの書類をインターネットで公開している。</p> <p>2 ジェンダー問題を中心に収集した情報(図書、雑誌、ビデオ・DVD、資料)は、図書室等において市民に公開し、貸出を行っている。</p> <p>3 図書等の選定にあたっては、当財団の職員等専門家が適切に関与している。</p> <p>4 出版印刷等の業務の委託を行っているが、当財団で適正に管理している。</p>	<p>(3) 情報収集・発信事業</p>

(6) 調査、資料収集	<p>1.当該調査、資料収集が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。</p> <p>2.当該調査、資料収集の名称や結果を公表していなかったり、内容についての外部からの問合せに答えられないということはないか。 (注)ただし、受託の場合、個人情報保護、機密性その他の委託元のやむを得ない理由で公表できない場合があり、この場合は、当該理由の合理性について個別にその妥当性を判断する。</p> <p>3.当該調査、資料収集に専門家が適切に関与しているか。</p> <p>4.当該法人が外部に委託する場合、そのすべてを他者に行わせること(いわゆる丸投げ)はないか。</p>	<p>(4)イ ジェンダー問題の調査研究支援事業</p> <p>1 男女共同参画社会の形成の推進を目的として、男女共同参画問題の普及、啓発、理解促進に向けて調査研究する市民グループ及び研究者の支援を行う事業であり、その成果について広く公開しており、不特定多数の利益の増進に寄与している。定款、事業計画、事業報告においてこの目的を明示し、これらの書類をインターネットで公開している。</p> <p>2 成果については、報告会で報告するとともに、報告書を発行し、男女共同参画施設等関係機関に配布している。</p> <p>3 調査研究は、大学・研究機関の教員・研究者又は市民グループ場合にはアドバイザーを配置するなど、専門家が適切に関与している。</p> <p>4 出版印刷等の業務の委託を行っているが、当財団で適正に管理している。</p>	(3) 情報収集・発信事業
(13) 助成(応募型)	<p>1.当該助成が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。</p> <p>2.応募の機会が、一般に開かれているか。</p> <p>3.助成の選考が公正に行われることになっているか。(例:個別選考に当たって直接の利害関係者の排除)</p> <p>4.専門家など選考に適切な者が関与しているか。</p> <p>5.助成した対象者、内容等を公表しているか。(個人名又は団体名の公表に支障がある場合、個人名又は団体名の公表は除く。)</p> <p>6.(研究や事業の成果があるような助成の場合、)助成対象者から、成果についての報告を得ているか。</p>	<p>(4)イ ジェンダー問題の調査研究支援事業</p> <p>1 男女共同参画社会の形成の推進を目的として、男女共同参画問題の普及、啓発、理解促進に向けて調査研究する市民グループ及び研究者の支援を行う事業であり、その成果について広く公開しており、不特定多数の利益の増進に寄与している。定款、事業計画、事業報告においてこの目的を明示し、これらの書類をインターネットで公開している。</p> <p>2 応募の機会は、テーマに沿った調査研究を行う研究者、市民グループに広く開放している。募集のチラシを大学等関係機関に配布するほか、ホームページに掲載し募集している。</p> <p>3 財団内部で構成する選考会議で公正に選考している。選考会議の開催前に選考員に申請書類を配布し選考している。直接の利害関係者は採択から排除する。</p> <p>4 当財団の職員等専門家が適切に関与している。</p> <p>5 当財団のホームページで、対象者、研究テーマを公表している。</p> <p>6 研究成果については当財団に提出しており、また市民向けの報告会の開催や報告書の発行などの方法により公表している。</p>	(3) 情報収集・発信事業
(18) 上記の事業区分に該当しない場合	<p>1.事業目的(趣旨:不特定多数でない者の利益の増進への寄与を主たる目的に掲げていないかを確認する趣旨。)</p> <p>2.事業の合目的性(趣旨:事業の内容や手段が事業目的を実現するのに適切なものになっているかを確認する趣旨。)</p> <p>ア 受益の機会の公開(例 受益の機会が、一般に開かれているか)</p> <p>イ 事業の質を確保するための方策(例 専門家が適切に関与しているか)</p> <p>ウ 審査・選考の公正性の確保(例 当該事業が審査・選考を伴う場合、審査・選考が公正に行われることとなっているか)</p> <p>エ その他(例 公益目的として設定した事業目的と異なり、業界団体の販売促進、共同宣伝になっていないか)</p> <p>(注)2.(事業の合目的性)ア～エは例示であり、事業の特性に応じてそれぞれ事実認定上の軽重には差がある。</p>	<p>(4)ウ ジェンダーに関するムーブ叢書の発行</p> <p>1 男女共同参画社会の形成の推進に向けて、当財団のネットワークを生かして、ジェンダーを学ぶ学生や関係部門の職員、研究員等のために最新のジェンダー情報を編集し、廉価または無料で出版物を提供するものであり、不特定多数の利益の増進に寄与している。</p> <p>2 事業の合目的性</p> <p>ア 受益の機会の公開</p> <p>市の広報紙やホームページに掲載するなど受益の機会は広く一般に開放している。</p> <p>イ 事業の質を確保するための方策</p> <p>ジェンダー関係の専門家に執筆を依頼している。</p> <p>ウ なし</p> <p>エ 最新のジェンダー情報を幅広く提供することを目的とする事業であり、業界全体の販売促進、共同宣伝にはなっていない。</p>	(3) 情報収集・発信事業
(6) 調査、資料収集	<p>1.当該調査、資料収集が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。</p> <p>2.当該調査、資料収集の名称や結果を公表していなかったり、内容についての外部からの問合せに答えられないということはないか。 (注)ただし、受託の場合、個人情報保護、機密性その他の委託元のやむを得ない理由で公表できない場合があり、この場合は、当該理由の合理性について個別にその妥当性を判断する。</p>	<p>(4)エ 情報誌「ムービング」「カティング・エッジ」の発行</p> <p>1 男女共同参画社会の形成の推進を目的として、ムーブの主催事業や男女共同参画に関する話題を掲載した季刊情報誌や書誌情報誌を発行する事業であり、その成果について広く公開しており、不特定多数の利益の増進に寄与している。定款、事業計画、事業報告においてこの目的を明示し、これらの書類をインターネットで公開している。</p>	(3) 情報収集・発信事業

	<p>ついて個別にその妥当性を判断する。 3.当該調査、資料収集に専門家が適切に関与しているか。 4.当該法人が外部に委託する場合、そのすべてを他者に行わせること(いわゆる丸投げ)はないか。</p>	<p>2 収集した情報については、情報誌に掲載し公表するとともに、問合せがあった場合は回答している。 3 当財団の職員や外部の研究者等専門家が適切に関与している。 4 出版印刷等の業務は委託しているが、当財団で適正に管理している。</p>	
(11) 施設の貸与	<p>1.当該施設の貸与が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。 2.公益目的での貸与は、公益目的以外の貸与より優先して先行予約を受け付けるなどの優遇をしているか。</p>	<p>(5)施設の運営管理 1 男女共同参画社会の形成の推進を目的に、一般市民、団体を対象とした事業概要の(1)～(4)の事業が円滑に、安全で快適に行われるように施設の運営管理を行っており、不特定多数の利益の増進に寄与している。またこのほか、広く一般市民に男女共同参画の理解を深め、市民の自主的な活動を支援していくために一般市民、団体を対象とした施設の貸付業務を行っており、不特定多数の利益の増進に寄与している。定款、事業計画、事業報告においてこの目的を明示し、これらの書類をインターネットで公開している。 2 施設の貸与にあたっては、当財団や市の主催事業を優先し、その後、一般市民、団体を対象とした一般貸与を行っている。ムーブの一般貸与にあたっては、営利のための展示、即売会等を主たる目的とする使用の係る使用料の額は、規定の使用料の約2倍を徴収するなど公益目的を優先させている。(該当団体約1割)</p>	<p>(4) 管理事業 ○ 自主事業</p>

[3]本事業を反復継続して行うのに最低限必要となる許認可等について(注2)

許認可等の名称	根拠法令	許認可等行政機関

注1 「公益認定等に関する運用について(公益認定等ガイドライン)」における「【参考】公益目的事業のチェックポイントについて」を参考に記載してください。

注2 記載した許認可等を得ている場合には、許認可等の写しを、現在申請中の場合には、当該許認可等の申請書を添付してください。また、「許認可等行政機関」は課名等まで記載してください。

(3) その他の事業（相互扶助等事業）について

（事業単位ごとに作成してください。）

事業番号	事業の内容	定款（法人の事業又は目的）上の根拠
他 2	北九州市立男女共同参画センター等の公益目的以外の貸与事業	4条1項7、8号

事業の概要

1 事業の概要

当財団が指定管理を受けている北九州市立男女共同参画センター（通称ムーブ）の会議室等を、施設の設置条例の範囲内で公益目的外の利用に貸与を行う。

2 公益目的外の貸与

施設の設置条例や当財団の目的からみて、公益目的事業には該当しない施設の貸与について、公益目的外の貸与事業とする。

全ての施設貸与に対する公益目的外の施設貸与の比率は以下のとおりである。（令和6年度実績）

・北九州市立男女共同参画センター 23,348人/52,895人(44.1%)

3 費用について

(1) 北九州市立男女共同参画センター

センターの施設管理に要する経費（維持管理経費）及び光熱水費の20%相当を費用とする。

4 利益について

施設の使用料については全て北九州市の収入となるため、この事業から収益は生じない。

このため、指定管理委託料のうちセンターの施設管理に要する経費（維持管理経費）、光熱水費に公益目的外貸与比率を乗じた金額を収益とする。従って収益と費用が同額となるためこの事業から利益は生じない。

5 公益事業への影響

この事業は、北九州市立男女共同参画センターの指定管理業務に付随する業務であり、また、収益を生じる事業でないため、この事業の廃止などにより公益目的事業に影響を及ぼすことはない。

本事業を反復継続して行うのに最低限必要となる許認可等について（注）

許認可等の名称	根拠法令	許認可等行政機関

注 記載した許認可等を得ている場合には、許認可等の写しを、現在申請中の場合には、当該許認可等の申請書を添付してください。また、「許認可等行政機関」は課名等まで記載してください。

(3) その他の事業（相互扶助等事業）について

(事業単位ごとに作成してください。)

事業番号	事業の内容	定款（法人の事業又は目的）上の根拠
他 1	北九州市大手町ビル（北九州市立男女共同参画センター以外の部分）維持管理事業	4条1項8号

事業の概要

1 趣旨（目的）

北九州市大手町ビル全体の一体的な効率的な管理を行うため、指定管理を受けている北九州市立男女共同参画センター以外の手町ビルの部分の維持管理業務を北九州市から委託を受けて行う。

（北九州市立男女共同参画センター以外の主な入居団体）

- ・（公財）アジア成長研究所 6～7階
- ・北九州市人権推進センター 8階
- ・北九州市立大手町練習場 9～10階 など

2 業務の内容

(1) 北九州市大手町ビル維持管理業務及び光熱水費一括管理

(2) 入居団体相互間の連絡調整業務

入居団体の維持管理費、光熱水費の各月の支払い按分額について算出し、北九州市に提出する。

（後日、北九州市より入居団体に直接請求）

3 事業の委託料の精算について

この事業は、北九州市からの委託料を財源として実施しているが、実際に要した維持管理費、光熱水費を引いた残金については、全額北九州市に返還する契約となっているため、この事業から利益は生じない。

4 公益事業への影響

この事業は、北九州市立男女共同参画センターの指定管理業務に付随する業務であり、また収益を生じる事業ではないため、この事業の廃止などにより公益事業に影響を及ぼすことはない。

本事業を反復継続して行うのに最低限必要となる許認可等について（注）

許認可等の名称	根拠法令	許認可等行政機関

注 記載した許認可等を得ている場合には、許認可等の写しを、現在申請中の場合には、当該許認可等の申請書を添付してください。また、「許認可等行政機関」は課名等まで記載してください。